

HPAI・LPAI発生時防疫作業従事者確保手順

簡易検査陽性

獣医師動員は、別途定める獣医師動員手順書に従い実施する。

発生地振興局は現地確認に基づき、県本部・総務動員者確保班(農山村振興課)へ動員要請書提出(様式1-1)

- ・要請人数
- ・集合場所
- ・集合時間

県本部・総務動員者確保班(農山村振興課)は各地域対策本部、農林部等へ配分する案を作成し、本部長に確認

原則として、採卵鶏6万羽又は肉用鶏7万羽を超えて飼育する農場の場合は、自衛隊派遣要請のため基地対策・国民保護課へ連絡

発生地外の各地域対策本部、県本部・総務動員者確保班(農政課)は確保人員を取りまとめ(振興局以外の管内各所属を含む)、県本部・総務動員者確保班(農山村振興課)に報告(様式3-1、3-2)

本部長承認後、各地域対策本部、県本部・総務動員者確保班(農政課)、団体等に動員要請(様式2-1)

動員要請がない場合もその旨報告

各振興局と動員人員調整*

現地・地域対策本部は、調整結果を基にバス会社と詳細について調整し、後方支援センターまでの移動用バス、現地移動バスを確保(後方支援センターへ直接集合することも可とする)。

地域対策本部は、動員数、バスの出発予定時間及び到着予定時間を県本部・総務動員者確保班(農山村振興課)に報告(様式3-1)

県本部・総務動員者確保班(農山村振興課)は、バス協会との支援協定に基づき移動用バスの確保協力を要請。協会との調整結果を、各振興局に提供する。

現地対策本部は防疫作業従事者の班編成を行い(様式4-1)、後方支援センター受付係に提出する

防疫作業従事者を現地専用バスで後方支援センターから農場拠点(発生地等)へ移動させる。

各場所に応援人員を配置し、速やかに防疫措置を行う

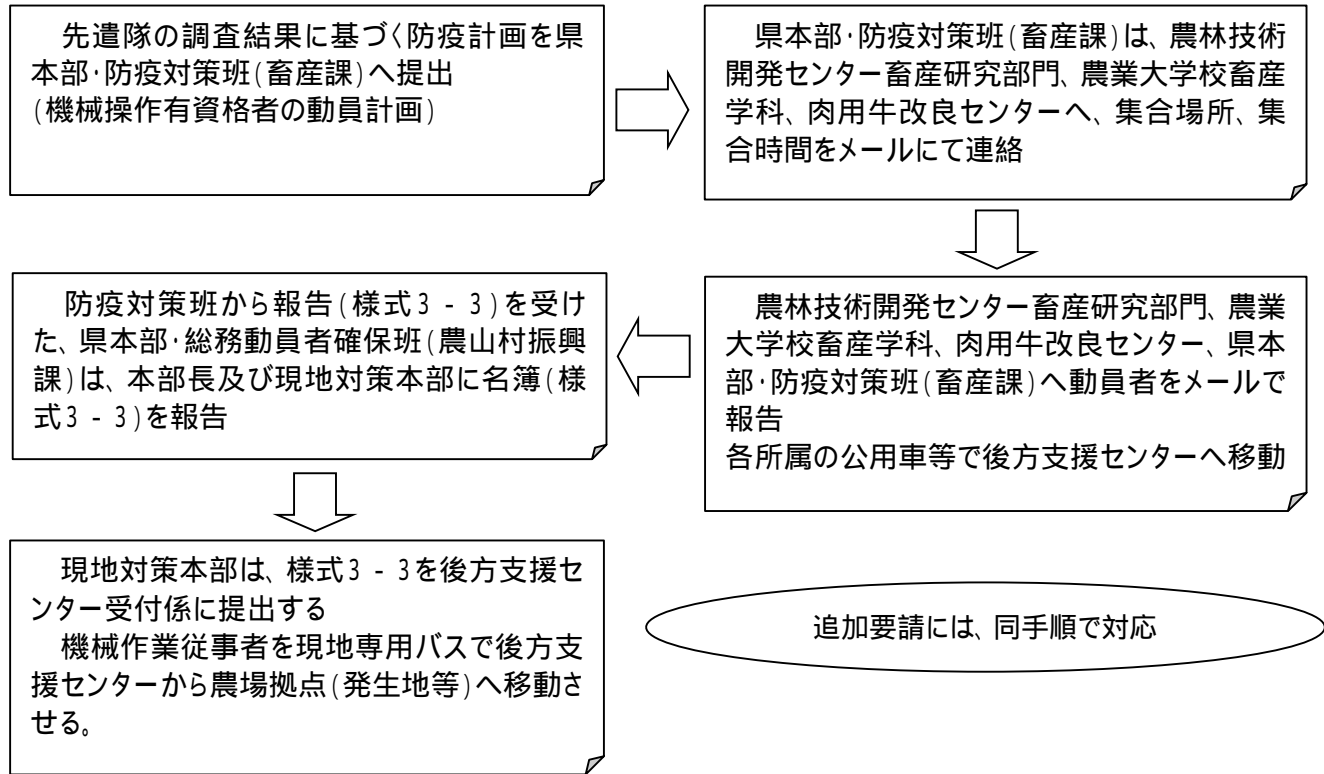
県本部・総務動員者確保班(農山村振興課)は、県本部・総務動員者確保班(農政課)及び現地防疫対策本部に確保人員等を報告(様式3-1、3-2)

追加要請には、同手順で対応

- ・動員要請は、段階的に行い、追加調整を同手順で行う。
- ・防疫作業従事者の後方支援センター(駐車場が広く、多数の人員が収容できる場所。体育館、公民館等)、農場拠点(農場の近くでコンテナやテント等が設置できる場所)は現地対策本部で決定する。
- ・後方支援センターと農場拠点が近い場合は徒歩で移動する。

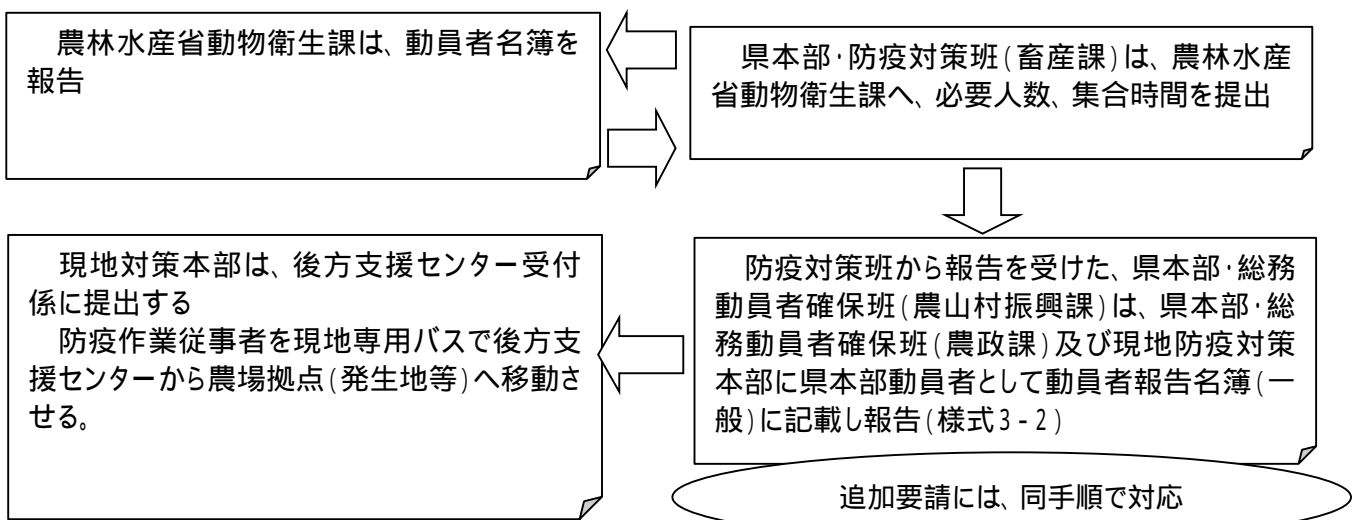
農場機械作業従事者確保手順

簡易検査陽性



国職員作業従事者(一般)確保手順

簡易検査陽性



獣医師確保手順

簡易検査陽性

発生地家保は必要な人員を算定し、全家保、畜産課家畜衛生班へメールと電話で獣医師動員要請。

- ・家保動員様式は家保へ送信
- ・食検獣医師動員要請書は畜産課へ送信

各振興局（家保）は、動員様式を発生地家保にメールで報告。

県本部・防疫対策班（畜産課）は県民生活環境部生活衛生課へ食検獣医師動員要請書を送付

県民生活環境部長（生活衛生課）は、動員者表を農林部長（防疫対策班）にメールで報告。

○防疫対策班は、発生地家保へ動員者表を発生地家保へメールで報告。

発生地家保は各所からの報告に基づき、班編成を行い、全家保、畜産課家畜衛生班へメールで報告。

7 防疫作業従事者の輸送バスの確保

一般社団法人長崎県バス協会との支援協定

○県庁及び各振興局から後方支援センターまでの防疫作業従事者が移動するための貸切バスの運行

○その他、必要と認める貸切バスの運行

(1) 県庁及び各振興局から後方支援センターまでのバス運行

県対策本部は、次頁のスキーム図のとおりバス協会代表幹事会社等と連携しバスを確保する。また、バス協会での確保が不足した場合は、県議会事務局へバスの運行を要請する。

下記の点に留意し、運行計画案を事前に作成しておく。

出発地、経由地を明確にし、目的までの所要時間を算定

後方支援センターにバスの待機場所が確保できない場合は、近辺(片道30分以内を目安)にバスの待機場所を確保し、平時に土地管理者の許可を得ておく
バス運転手の拘束時間(バス営業所を出発し、営業所に戻るまで)を13時間以内とする

バス運転手との連絡担当者

<想定されるルート>

振興局、県庁出発 諫早駅経由 目的地(後方支援センター)

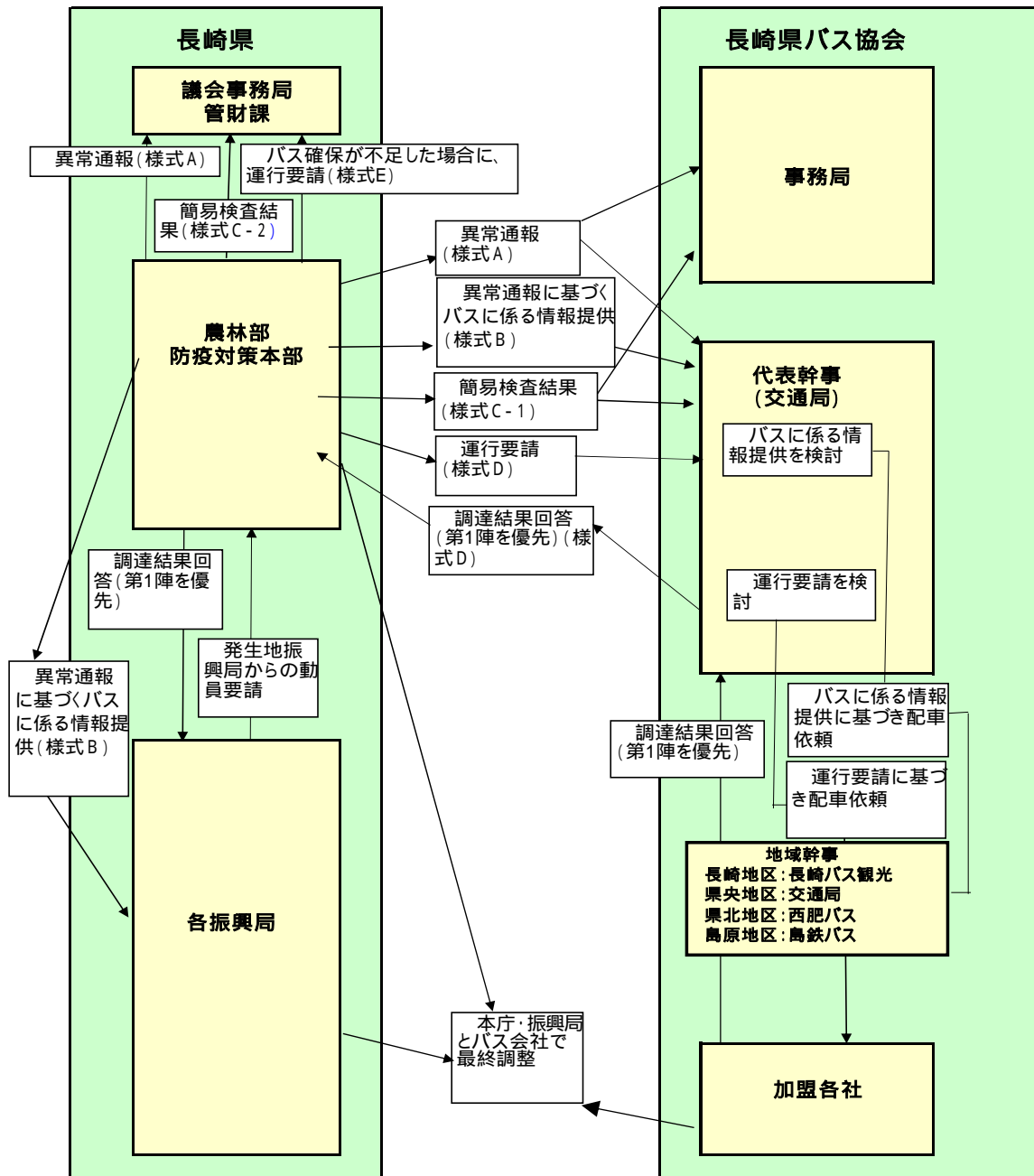


【R4.12.22の佐世保市での発生時対応の反省点を踏まえた内容】

○島原、県北地域勤務職員は、振興局(島原・県北)以外にも諫早駅での乗降車を可能とした。

○長崎、県央地域勤務職員が乗るバスは、発生地によって、出発地を県庁発又は諫早駅西口発の可変とし、県庁と諫早駅での乗降車が可能とした。

家畜伝染病発生時の防疫作業従事者輸送バス確保にむけたスキーム図



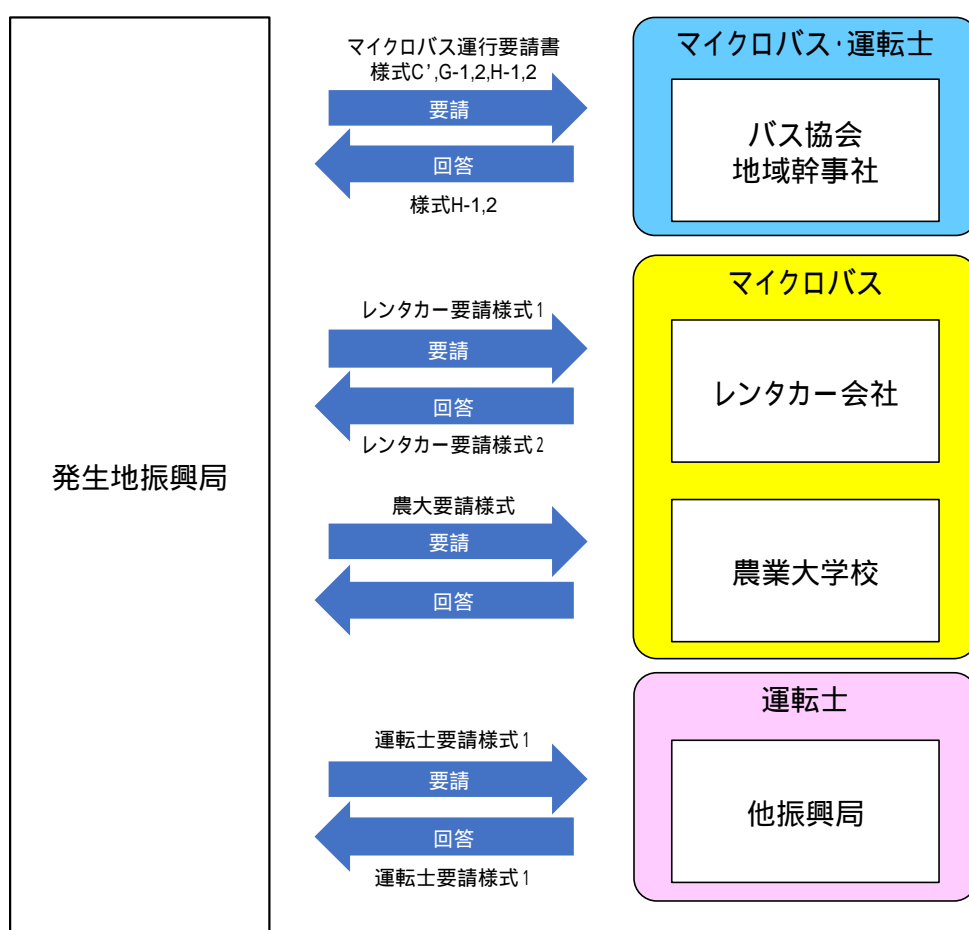
(2) 後方支援センターから農場拠点等までのバス運行

発生地振興局は、バス協会地域幹事社、農業大学校、レンタカー会社および他振興局（運転士）と調整しバスを確保する。



後方支援センターから農場拠点等までのバス経路図を事前に作成しておくこと。

(参考) マイクロバスの調達にかかる手順



【R4.12.22 の佐世保市での発生時対応の反省点を踏まえた内容】

○建設業協会員と一般作業者は、動員サイクルが異なるため、輸送手段は別々に確保する。

8 必要資材調達と運搬

(1) 現地防疫対策本部

資材調達班は、購入予定資材(食糧を含む)やリース資材の現地調達を開始する。
赤帽トラックに輸送依頼を行う。

食糧：パン工場(諫早) ホームセンター(カップ麺等) 後方支援センター

防疫資材：後方支援センター 農場拠点

(2) 県防疫対策本部

県備蓄資材の搬送準備を行う。(県トラック協会への搬送作業協力要請)

国備蓄資材の供出を動物検疫所企画管理部危機管理課へ要請する。



資材搬送依頼時の留意点

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年労働省告示第7号)における適用除外業務について(令和4年12月27日付け4消安第5299号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知)(要約)

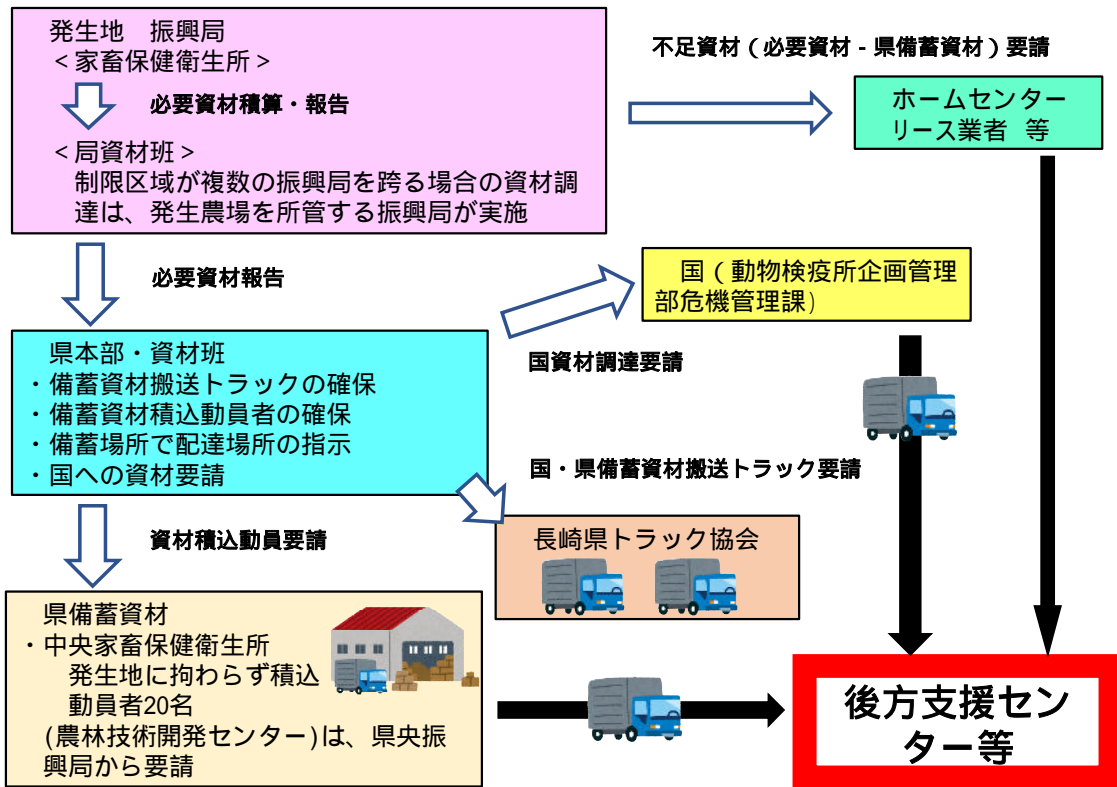
令和4年12月23日付けで改善基準が改正され、厚生労働省労働基準局長からの「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準の一部改正等について」(令和4年12月23日付け基発1223第3号厚生労働省労働基準局長通達)及び「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準に係る適用除外業務の当面の取扱いについて」(令和4年12月27日付け基発1227第1号厚生労働省労働基準局長通達)が発出され、令和4年12月27日から防疫資材等の運搬業務が改善基準の適用を受ける業務から除外されることとなった。)

防疫資材を依頼する場合には、下記の対応を実施する。

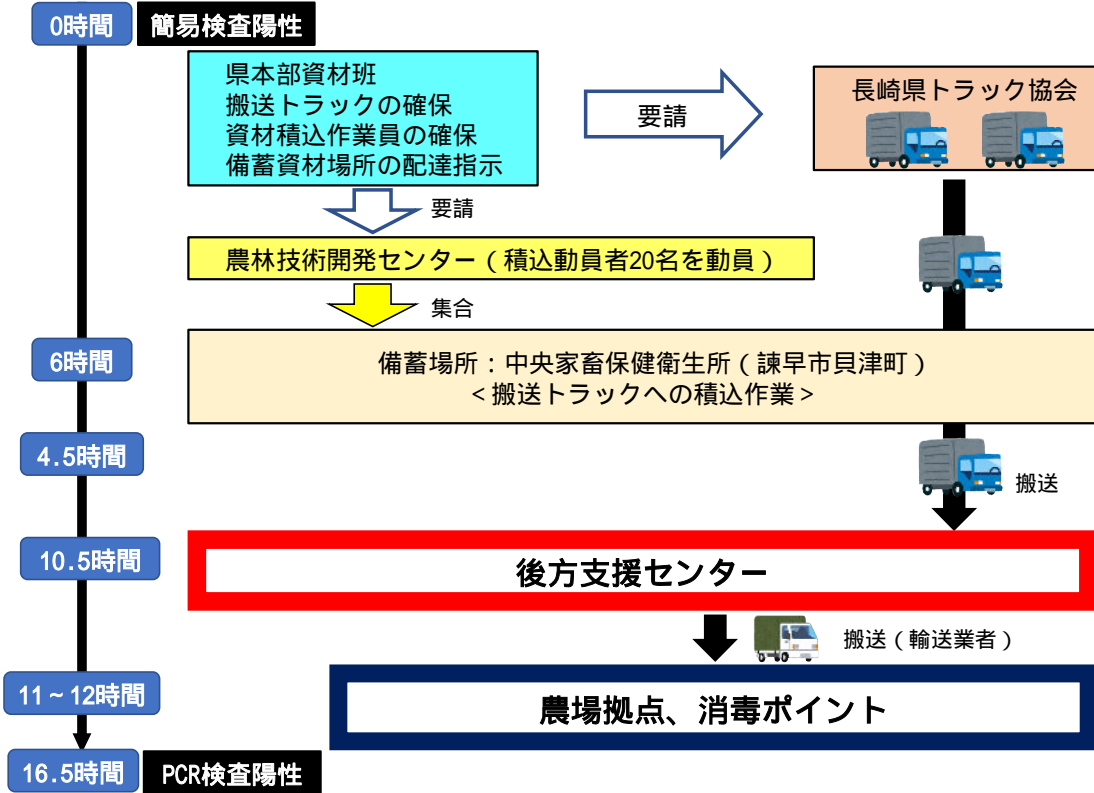
記

- 1 防疫資材等の運搬を依頼する事業者団体又は個別の事業者に対して、家畜伝染病予防法に基づき防疫資材等を運搬することを依頼する文書(以下「依頼文書」という。)を発出すること。
なお、依頼する事業者が所属する団体に当該文書が発出する場合には、団体に所属する個別の事業者にも文書が発出する必要はない。
- 2 依頼文書には、依頼する運搬業務の内容(運搬に係る物資等、区間、期日等)を具体的に記載すること。
- 3 当該文書は、事業者に防疫資材等の運搬業務が実施される前に発出されることが望ましいが、運搬業務の実施後の発出でも差し支えない。

HPAI・LPAI発生時の資材調達フロー（本土地域）



HPAI・LPAI発生時の県備蓄資材の搬送（本土地域）



9 準備状況のチェック及び報告

現地防疫対策本部は、事前チェック票により準備状況の確認を行う（様式集）。なお、準備状況については、「初動防疫報告票」（様式集）により県防疫対策本部へ報告すること。

10 後方支援センター、農場拠点の設営

(1) 設営作業

簡易検査陽性後、遺伝子検査により陽性が確定した段階で農場作業が開始される。結果判明後直ちに防疫作業が開始出来るよう専任の作業員（事前準備班）を動員し、事前に後方支援センター及び農場拠点の設営を完了させる。

1) 組織体制：事前準備班構成員

- 後方支援センター責任者（家保）：1名
- 農場（埋却）拠点責任者（家保）：1名
- 農場防疫責任者（家保）：1名
- 埋却地衛生班長（家保）：1名
- 後方支援センター設置要員（区市町）：各振興局で調整
- 農場（埋却）拠点設置要員（区市町）：各振興局で調整
- フォークリフトオペレーター：1名

2) 事前準備班の集合時間及び場所

県備蓄資材が後方支援センターに到着する時間（またはテントの到着時間）を考慮して決定した時間及び場所に集合する（後方支援センターあるいは農場拠点）。移動手段は公用車やタクシー。

3) タイムフロー（12:30 に簡易検査陽性を確認した場合の参考）

時間	経過時間	事項
12:30	0:00	簡易検査陽性
13:00	0:30	備蓄資材搬送準備
15:00	2:30	備蓄資材積込班移動開始
16:00	3:30	備蓄資材積込開始
17:00	4:30	備蓄資材トラック出発
18:30	5:30	事前準備班集合
19:30	6:30	後方支援センターへ備蓄資材搬入完了
20:30	8:00	農場拠点へ備蓄資材搬出、農場拠点設営開始
21:30	9:00	後方支援センター、農場拠点設営完了
8:00	19:30	防疫作業開始

4) 作業内容

後方支援センター設営

○後方支援センターにトラックで搬送された県備蓄資材の荷降ろしと施設内への運び込み。荷下ろしには、フォークリフトとオペレーターが必須。

○仕分け表により、使用する場所ごとに資材を分類し配置

○レイアウト図に基づき設営

○農場・農場拠点・埋却地拠点に配置する資材を赤帽トラックへ積載



【R4.12.22 の佐世保市での発生時対応の反省点を踏まえた内容】

- 備蓄資材の荷下ろし用フォークリフト調達
現地でフォークリフトを調達する。
【レンタル業者】
トヨタ L&F 福岡株式会社
【連絡先】
 - ・長崎・県央地域、島原半島地域発生時（長崎営業所）
諫早市多良見町化屋 1858
TEL (0957) 43-4009 FAX (0957) 43-0440
 - ・県北地域発生時（佐世保営業所）
佐世保市指方町 562-11
TEL (0956) 58-4009 FAX (0956) 58-5578
操作資格者の確保が必要
- 資材の仕分け作業
初動防疫報告票 6 の仕分けシートにより使用する作業箇所ごとに仕分けする。
- 暖房器具の設置
気象状況によって必要な数量の暖房器具を設置する。
- パーテーションの設置
防疫作業者の更衣スペースには、目隠し用のパーテーションを設置。

農場拠点（埋却地拠点）設営

- レイアウト図に基づき農場拠点テントを設営。
- 後方支援センターからトラック搬送された資材の荷下ろし
- レイアウト図に基づき資材等を配置。
- 農場拠点（埋却地拠点）で使用する資材、農場で使用する資材を仕分け
- 農場拠点・農場間に必要に応じ照明器具を設置



【R4.12.22 の佐世保市での発生時対応の反省点を踏まえた内容】

- 農場拠点から農場までの経路に照明器具を設置
外灯の設置状況を見て、安全性確保に少しでも不安があれば設置する。
- 道案内掲示を設置
農場と農場拠点間が離れていると道に迷うことがあるため、必要に応じ道案内の掲示を行うこと。
- トイレの設置
 - ・女性専用トイレ（男女の表示）を設置する。配置場所に考慮する。
 - ・洋式トイレを優先して設置する。
 - ・設置場所が分かりづらい場合は、案内掲示を設置する。



【R4.12.22 の佐世保市での発生時対応の反省点を踏まえた内容】

農場から離れた場所にしか設置できない場合の対応

- 農場隣接エリアに簡易拠点を設置
 - 必要最小限の資材と1班25名程度が休憩をとれるスペースを確保
 - ・トイレや飲水休憩時の防護服の着脱を行う。
- 必要な設備
 - ・テント、暖房器具、簡易トイレ、脱着サポート（少人数）

農場（埋却地）への資材の搬送

- 農場（埋却地）で使用する資材は必要数量を家保等の軽トラックでピストン輸送
- 農場（埋却地）内に資材を搬入



農場内（汚染区域）に資材を搬入する際の注意点

- 車両乗り入れ時の対策
 - ・農場内は汚染区域内なるため、車両を乗り入れる場合は、車両の窓は完全に閉め、空調は循環とする。運転手は車両から降りない。
 - ・農場から出る際に、タイヤ周り、車両全体の消毒を受ける。
- 人が出入りする際の防護対策
 - ・農場に入る作業者は、必ず防護服・長靴・手袋、N95 マスクを着用する。
 - ・退場時は防護服の上から全身消毒を受け、脱衣後は手指の消毒を行う。長靴も洗浄・消毒を行う。

（2）防疫作業開始に際しての準備

後方支援センターへ情報管理用のOA機器を設置する。



【R4.12.22 の佐世保市での発生時対応の反省点を踏まえた内容】

現場と現地防疫対策本部並びに県防疫対策本部との連絡・情報共有、現場での情報共有のため、後方支援センターにOA機器を設置する。

【準備する資機材】

通信機能付きPC（家保職員公用PC）1台、プリンター（A3印刷可能）1台、延長コード、コピー用紙（A3・A4）、ホワイトボード